

学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法より）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみでなく、組織的に判断することが求められる。

—文部科学省の定義より—

このことにより、いじめを次のようにとらえることができる。

- (1) 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係にある者との関わり。
- (2) 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。



被害を受けた児童がそう感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要

2 「いじめ」の問題に関する基本的認識

「STOP the いじめ アクションプラン（岡崎市）」に沿って、いじめ防止に向けた取組を計画的に進め、未然防止・早期発見・適切な対応に努める。

- (1) 「いじめ」はどの学校でも起こりうる問題であり、どの児童も、被害者にも加害者にも成り得ることから、全ての児童に関わる問題であると全教職員が理解する。

全教職員が、児童が発しているサインをみのがすことのないように、教師は、「自分の学校や学級でもいじめが起きている」という危機感をもって常に児童に接する。教職員相互の情報交換会を設け、いじめ防止や早期解決につなげる。

- (2) いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる。

「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、児童も教師ももつ。また、いじめの当事者だけでなく、いじめをはやしたたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許せない行為であることを、すべての児童に指導する。また、「いじめは犯罪行為に当たる可能性がある」という認識のもと、警察との連携を強化させる。

- (3) いじめられている子どもの立場で考える。

思い悩んで相談して来る児童の相談を親身に受け止める。いじめにいかにも迅速に、そして適切に対応するかにより、いじめの悪化を防止するとともに、早期の解決につなげる。ささいなことでも、真剣に児童の声に耳を傾ける。

- (4) 学校内に子どもの悩みを受け入れる相談体制を整備する。

養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を深めるとともに「教育相談週間」（アンケートの実施）

「人権週間」「友達のいいところ見つけ」（全校集会）などを設定して、児童が相談しやすい環境整備に努める。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用。

(5) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための分かる授業を行う。

(6) 「心の成長」を図るために道徳・学級活動・総合的な学習の時間を大切にする。

児童が日頃から豊かな人間関係を育み、心の成長を図るための教育活動として「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」などを確実に実施する。「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進める。

(7) 日頃から、児童と教師との信頼関係を築いていく。

日頃からの挨拶や声かけ、登下校指導・給食・放課・清掃時間・委員会・部活動などの機会を通じて児童とのふれあいを大切にする。

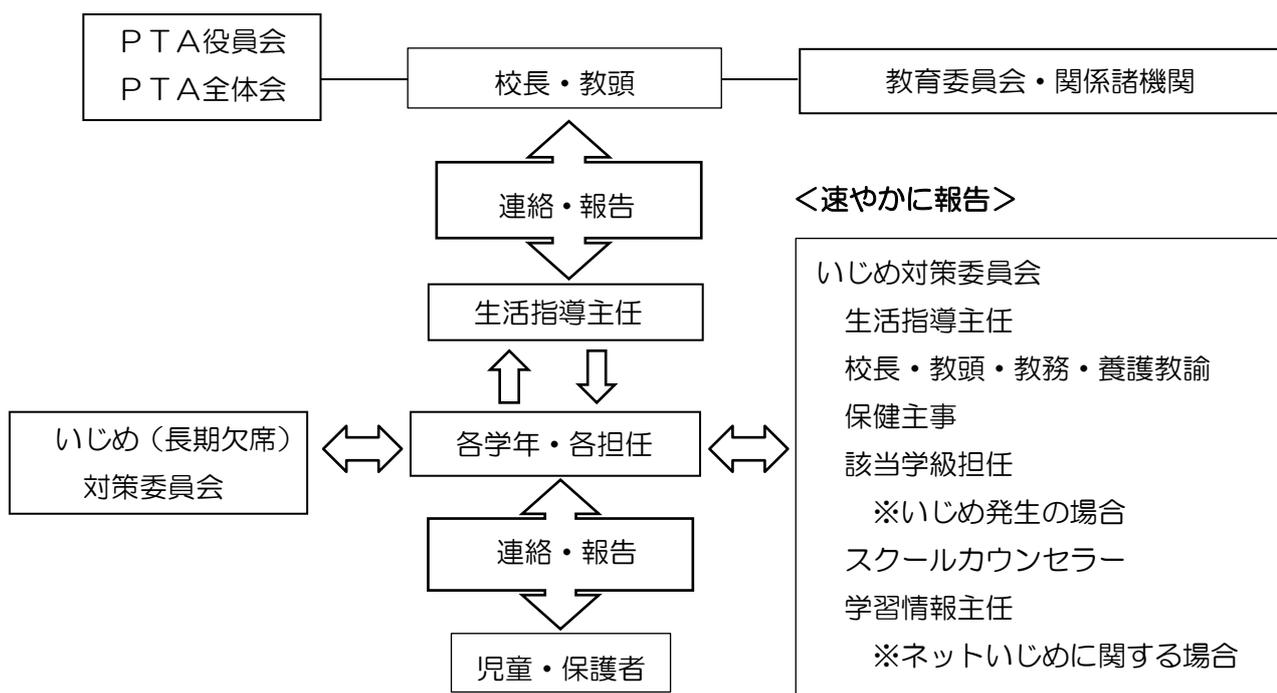
(8) 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きく関わるため保護者との連携を深める。

いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。日頃より、家庭において、いじめ防止を推進するために、自他の命を大切にする心や他を思いやる心、規範意識の醸成等についての話し合いの機会をもってもらうことを推奨する。さらに、さまざまな情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいく協力体制を築くようにする。「学校いじめ防止基本方針」については、4月にPTA総会で保護者に配付・説明する。保護者へのアンケート（年に2回程度）をとったり、2ヶ月ごとに学校で行う生活アンケートは、6回中2回は家庭で実施したりすることで、家庭との連携を図る。

3 「いじめ防止」の指導体制づくり

いじめ問題を解決するには、担任一人の力に頼るのではなく、学校全体で組織的に一つのいじめ問題に対応し、担任を援助する。

＜指導体制＞



4 令和6年度の重点的取組

(1) 昨年度のいじめの実態から明らかになった課題

- ①生活アンケートとその後の教育相談で、重大ないじめと認識される事例はなかったが、細かなからかいにより、悩んでいる事案があった。その都度担任、生活指導担当者が対応をした。今年度は、より状況把握を早急に行い、タイムリーに指導する必要がある。
- ②低学年においては、きつい口調で言われる、呼び捨てにされる、いじわるなことをされる、中・高学年においては、悪口を言われたり、仲間外れにされたりするなどの相談があった。全てが、生活アンケートや教育相談からの情報によるものであった。いじめ早期発見のためには、今後も生活アンケートと教育相談を定期的に取り入れ、素早く対応していくことが大切であると感じた。
- ③単学級のため、子供同士の関係性や友達づくりが固定化していると感じられる。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

- ①学級活動や全校活動の場で役割を与え、責任をもって取り組ませる。自分がその役割をやり遂げたという達成感と、他者から認められることにより、有用感を高められるようにする。

<具体的な取組>

- ・学級（係活動など）や校内の活動（委員会活動など）に積極的に取り組み、一人一人に責任と自覚をもたせる。
- ・日頃の学級活動や授業の中、帰りの会（よいところ探し）などで、互いの良いところを褒め合い、認め合う場を設ける。
- ・学校全体で「人権」「いじめ」をテーマとした集会を行い、他者の気持ちを考え、いじめはどんな理由があろうとも許されないことであることを学校全体で考える機会を設ける。

- ②子供がいじめを受けたと感じたとき、できるだけ早く悲しい気持ちを打ち明けて相談できるような、担任をはじめとする教職員との信頼関係の構築を図る。

<具体的な取組>

- ・日頃から子供と話したり、遊んだりして子供と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・日常観察や生活アンケートの結果だけでなく、学校全体で児童を見守っていくという姿勢で子供たちと関わり、互いに情報を共有し、子供の悩みやいじめを早期発見できるように心がける。
- ・教職員で情報を素早く共有し、事実確認後、適切に対応する。

- ③学級内だけでなく、全校での縦割り活動を定期的に取り入れ、様々な関係性を築くことができるようにする。

<具体的な取組>

- ・チーム学習では、人間関係が固定化しないよう取り組ませ、楽しく学び合える場を設定する。
- ・年度当初に、「縦割り班」を編成し、サツマイモを育てる活動やスポーツフェスタの全校リレー、レクリエーションなどを行うことで、良好な関係性と、高学年のリーダー性を育む。
- ・職員会や現職研修で、新聞記事や過去の事例、法律等をもとに、いじめ防止に関する知見を広げる。

5 いじめ防止に係る年間計画

月		いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き ○保健教育（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○家庭訪問 ○学校評価委員会1 ○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5	D	○現職研修	○サツマイモツル挿し （縦割り班活動） ○スポーツフェスタ（全校） ○山の学習（5年） ○情報モラル指導	○webQU1回目の実施 →検証	○スポーツフェスタ参観
6	C			○第1回生活アンケート実施、個人面談	
7	A	○第1回いじめ・長期欠席対策委員会実施			○部活動参観
8	P		○縦割りの遊び（随時） （縦割り班活動）	○第2回生活アンケート実施、個人面談	○個別懇談会
9	D		○学校保健委員会		○学校参観 ○学校保健委員会
10	C	○現職研修	○音楽部激励会 ○運動部激励会 ○キッズデイズ	○第3回生活アンケート実施、個人面談	
11	A	○取組アンケートの実施、検証	○カルチャーフェスタ（全校） ○修学旅行（6年） ○サツマイモ掘り集会（縦割り班活動） ○竜谷っ子ピッカピカ大作戦	○webQU2回目の実施 →検証	○カルチャーフェスタ参観 ○学校評価委員会2
12	C	○第2回いじめ・長期欠席対策委員会実施	○マラソン大会（全校） ○人権集会（人権擁護委員さんによる講話） ○人権標語 ○学校参観日（全校） ○保健指導（命の大切さ） ○なわとび大会	○第4回生活アンケート実施、個人面談	○個別懇談会
1	A			○第5回生活アンケート実施、個人面談	
2	D	○学校関係者評価委員会の結果、検証 ○「基本方針の見直し」			○学校評価委員会3
3	P	○第3回いじめ・長期欠席対策委員会実施	○卒業を祝う会 ○卒業式	○第6回生活アンケート実施、個人面談	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会による講話 ○道徳、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録	

